

目次

第1章 総則(第1条・第2条)
第1章の2 配慮書(第2条の2—第2条の6)
第2章 方法書(第3条—第7条)
第3章 準備書(第8条—第13条)
第4章 見解書、公聴会及び審査書(第14条—第25条)
第5章 評価書(第26条)
第6章 事後調査の手續等(第27条—第31条)
第7章 対象事業の内容の変更等(第32条—第34条)
第8章 環境影響評価その他の手續の特例(第35条—第42条)
第9章 雑則(第43条—第47条)
附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、名古屋市環境影響評価条例(平成10年名古屋市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める事業は、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する一の事業とする。

第1章の2 配慮書

(配慮書について告示する事項及び配慮書の縦覧の場所)

第2条の2 条例第7条の2の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称及び種類
- (3) 対象事業の実施想定区域
- (4) 配慮書の提出年月日
- (5) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を提出することができる旨
- (7) 条例第7条の4第1項の意見の提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項

2 条例第7条の2の規定により配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 市役所
- (2) 対象事業の実施想定区域及びその周辺地域を所管区域とする区役所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(配慮書の周知)

第2条の3 条例第7条の3の規定による配慮書の内容の周知は、事業者の事務所又は事業者が利用できる施設において配慮書を閲覧に供することにより行うものとする。

2 事業者は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる方法のうち適切な方法を行うよう努めなければならない。

- (1) 説明会の開催
- (2) 配慮書の概要を平易に記載した印刷物の配布
- (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、配慮書の内容を周知させるための適切な方法

3 事業者は、前2項の規定により行うこととした周知の方法について、速やかに、市長に報告するものとする。

4 条例第7条の3の規定による周知を図るべき範囲には、1以上の計画段階配慮事項(電波障害に係るものを除く。)に係る環境影響を受けるおそれがある地域を含むものとする。

(配慮書についての意見の提出)

第2条の4 条例第7条の4第1項の規定による意見の提出は、次に掲げる事項を記載した書類又はこれに準ずるものとして市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 意見を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 意見の提出の対象である配慮書の名称
- (3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(配慮意見書の作成期間)

第2条の5 条例第7条の5第1項の規則で定める期間は、90日とする。

(配慮意見書について告示する事項及び配慮意見書の縦覧の場所)

第2条の6 条例第7条の5第4項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第2条の2第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 配慮意見書の縦覧の場所、期間及び時間

2 第2条の2第2項の規定は、条例第7条の5第4項の規定による縦覧について準用する。

第2章 方法書

(方法書について告示する事項及び方法書等の縦覧の場所)

第3条 条例第10条の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称及び種類
- (3) 対象事業の実施予定地
- (4) 方法書の提出年月日
- (5) 方法書及び方法書要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を提出することができる旨
- (7) 条例第12条第1項の意見の提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項

2 条例第10条の規定により方法書及び方法書要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 市役所
- (2) 対象事業の実施予定地及びその周辺地域を所管区域とする区役所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(方法書の周知)

第4条 条例第11条の規定による方法書の内容の周知は、事業者の事務所又は事業者が利用できる施設における方法書及び方法書要約書の閲覧のほか、次に掲げる方法のうち適切な方法を併せて行うものとする。

- (1) 方法書の概要を平易に記載した印刷物の配布
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の内容を周知させるための適切な方法

2 事業者は、前項の規定により行うこととした周知の方法について、速やかに、市長に報告するものとする。

3 条例第11条の規定による周知を図るべき範囲には、1以上の環境の構成要素(電波障害に係るものを除く。)に係る環境影響を受けるおそれがある地域を含むものとする。

(方法書説明会の開催)

第4条の2 条例第11条の2第1項の規定による方法書説明会は、これに参加する者の参集の便並びに対象事業の実施予定地及びその周辺地域の範囲を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

(方法書説明会の開催についての届出及び周知に係る事項)

第4条の3 条例第11条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 対象事業の実施予定地及びその周辺地域の範囲
- (3) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

2 条例第11条の2第2項の規定による周知は、条例第11条の規定による周知と併せて行うものとする。
(方法書説明会の開催状況等の報告)

第4条の4 条例第11条の2第5項の規定により作成する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 方法書説明会の開催の日時及び場所、参加者の人数、事業者として出席した者の職名及び氏名並びに方法書説明会の経過及び概要(方法書説明会を開催できなかったときはその理由及び方法書説明会の開催に代えて講じた措置の内容)

(方法書についての意見の提出)

第5条 条例第12条第1項の規定による意見の提出は、次に掲げる事項を記載した書類又はこれに準ずるものとして市長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 意見を提出しようとする者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 意見の提出の対象である方法書の名称
- (3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(方法意見書の作成期間)

第6条 条例第13条第1項の規則で定める期間は、90日とする。

(方法意見書について告示する事項及び方法意見書の縦覧の場所)

第7条 条例第13条第4項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 方法意見書の縦覧の場所、期間及び時間

2 第3条第2項の規定は、条例第13条第4項の規定による縦覧について準用する。

第3章 準備書

(準備書について告示する事項及び準備書等の縦覧の場所)

第8条 条例第16条第1項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 関係地域の範囲
- (3) 準備書の提出年月日
- (4) 準備書及び準備書要約書の縦覧の場所、期間及び時間
- (5) 準備書について環境の保全の見地からの意見を提出することができる旨
- (6) 条例第19条第1項の意見の提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項

2 条例第16条第1項の規定により準備書及び準備書要約書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 市役所
- (2) 関係地域を所管区域とする区役所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

3 第4条第3項の規定は、条例第16条第1項の規定により関係地域を定める場合について準用する。

(準備書の周知)

第9条 第4条第1項及び第2項の規定は、条例第17条の規定による準備書の内容の周知について準用する。この場合において、第4条第1項中「方法書」とあるのは「準備書」と、「方法書要約書」とあるのは「準備書要約書」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催)

第10条 条例第18条第1項の規定による準備書説明会は、これに参加する者の参集の便及び関係地域の範囲を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

(準備書説明会の開催についての届出及び周知に係る事項)

第11条 条例第18条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 関係地域の範囲
- (3) 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

2 条例第18条第2項の規定による周知は、条例第17条の規定による周知と併せて行うものとする。

(準備書説明会の開催状況等の報告)

第12条 条例第18条第5項の規定により作成する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 準備書説明会の開催の日時及び場所、参加者の人数、事業者として出席した者の職名及び氏名並びに準備書説明会の経過及び概要(準備書説明会を開催できなかったときはその理由及び準備書説明会の開催に代えて講じた措置の内容)

(準備書についての意見の提出)

第13条 第5条の規定は、条例第19条第1項の規定による意見の提出について準用する。この場合において、第5条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

第4章 見解書、公聴会及び審査書

(見解書について告示する事項及び見解書の縦覧の場所)

第14条 条例第20条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 見解書の縦覧の場所、期間及び時間

2 第8条第2項の規定は、条例第20条第3項の規定による縦覧について準用する。

(公聴会の開催について告示する事項等)

第15条 条例第21条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 公聴会の開催を予定する日時及び場所
- (3) 意見を陳述することができる者
- (4) 意見を陳述することができる者の人数及び1人当たりの陳述時間
- (5) 意見陳述の申出の期限及び申出先その他意見陳述の申出に必要な事項
- (6) 傍聴することができる者の人数その他公聴会の開催に関し必要な事項

2 市長は、条例第21条第1項ただし書の規定により公聴会を開催しないこととしたときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、天災、交通の途絶その他の不測の事態により条例第21条第2項の告示を行った公聴会を開催できないと認めるときは、第18条の陳述人に対し、書面により環境の保全の見地からの意見を提出するよう求めることができる。

(意見を陳述することができる者)

第16条 条例第21条第3項の規則で定める者は、本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者(以下「通勤者」という。)その他市長が適当と認める者とする。

(意見陳述の申出)

第17条 条例第21条第4項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書類により行うものとする。

- (1) 公聴会において意見を陳述しようとする者の氏名及び住所
- (2) 前条に規定する通勤者にあつては勤務先の名称及び所在地
- (3) 公聴会の対象である対象事業の名称及び種類
- (4) 見解書についての環境の保全の見地からの意見の要旨

2 第5条第2項の規定は、前項第4号の意見の要旨について準用する。

3 条例第21条第4項の規定により申出をしようとする者が同条第3項の規定により推薦を受けた学識経験者である場合には、当該学識経験を推薦する者の推薦書を添付しなければならない。

4 前項の推薦書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該学識経験を推薦する者の氏名及び住所
- (2) 当該学識経験者の氏名及び住所並びに学識経験の内容
- (3) 当該学識経験を推薦する理由

(陳述人の決定)

第18条 市長は、条例第21条第4項の規定により申出をした者(以下「申出者」という。)が第15条第1項第4号の人数の範囲内であるときは、当該申出者を公聴会において意見を陳述することができる者(以下「陳述人」という。)とする。

2 市長は、申出者が第15条第1項第4号の人数を超えたときは、前条第1項第4号の意見の要旨の類似性等を考慮して選定した者を陳述人とする。ただし、市長が公聴会の運営上支障がないと認めるときは、すべての申出者を陳述人とするすることができる。

3 市長は、前2項の規定により陳述人を決定したときは、当該陳述人にその旨を通知するものとする。

(陳述人の陳述範囲)

第19条 陳述人は、市長が意見を聴こうとする見解書について、環境の保全の見地から意見を述べるものとする。

(事業者等の出席)

第20条 事業者又はその代理人が、条例第21条第5項の規定に基づき公聴会に出席し、陳述された意見についての見解を述べようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を申し出るものとする。

(公聴会の議長)

第21条 公聴会の議長は、本市職員のうちから市長が指名する。

2 公聴会は、議長が主宰する。

3 陳述人が第19条の陳述範囲を超えて陳述をしたとき、不穏当な言動を行ったとき又は公聴会の運営に支障を及ぼす行為を行ったときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは当該陳述人を退場させることができる。

4 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは傍聴人の入場を制限し、又は傍聴人の中に公聴会の秩序を乱し若しくは不穏当な言動を行う者があったときは当該傍聴人の退場を命ずることができる。

5 議長は、公聴会の運営が阻害され、公聴会の続行が不可能であると認めるときは、当該公聴会を中止することができる。

6 前3項に定めるもののほか、議長は、公聴会の運営に関し必要な措置を講ずることができる。

(公聴会の記録)

第22条 条例第21条第7項の規定により作成する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 公聴会の対象である対象事業の名称及び種類

(2) 公聴会の開催の日時及び場所

(3) 出席した陳述人の氏名

(4) 条例第21条第5項の規定により事業者又はその代理人が出席した場合にあっては当該出席者の職名及び氏名

(5) 陳述人等の発言の要旨

(6) その他公聴会の経過及び概要に関する事項

(公聴会の開催等の委任)

第23条 第15条から前条までに定めるもののほか、公聴会の開催等に関し必要な事項は、別に市長が定める。

(審査書の作成期間)

第24条 条例第22条第1項の規則で定める期間は、120日とする。

(審査書について告示する事項及び審査書の縦覧の場所)

第25条 条例第22条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項

(2) 審査書の縦覧の場所、期間及び時間

2 第8条第2項の規定は、条例第22条第3項の規定による縦覧について準用する。

第5章 評価書

(評価書について告示する事項及び評価書の縦覧の場所)

第26条 条例第24条の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 評価書の提出年月日
 - (3) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
- 2 第8条第2項の規定は、条例第24条の規定による縦覧について準用する。

第6章 事後調査の手續等

(工事着手の届出)

第27条 条例第27条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した工事着手届出書により行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 工事着手予定年月日
 - (3) 工事完了予定年月日
 - (4) 工事を2以上の工期又は工区に区分する場合にあってはその工期又は工区
 - (5) 工事施行者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (供用開始の届出)

第27条の2 条例第27条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した供用開始届出書により行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 工事着手年月日
 - (3) 供用開始予定年月日
 - (4) 工事完了予定年月日
- (工事完了の届出)

第28条 条例第27条第3項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した工事完了届出書により行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 対象事業の実施場所
 - (3) 工事着手年月日
 - (4) 工事完了年月日
- (事後調査計画書について告示する事項及び事後調査計画書の縦覧の場所)

第29条 条例第28条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 対象事業の実施予定地又は実施場所
- (3) 事後調査計画書の提出年月日
- (4) 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間

2 第8条第2項の規定は、条例第28条第3項の規定による縦覧について準用する。

(事業者以外の者が行う事後調査の承認)

第30条 条例第29条第2項の規定による市長の承認を得ようとする場合には、事業者は、あらかじめ、次に掲げる事項について届け出なければならない。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 対象事業の実施予定地又は実施場所
- (3) 事業者に代わって事後調査を行う者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及

び主たる事務所の所在地)

(4) 事業者以外の者に事後調査を行わせる理由

(工事が長期間にわたる場合の規定)

第30条の2 条例第29条の2第2項の規則で定める期間は、5年とする。

(事後調査結果報告書等について告示する事項及び事後調査結果報告書等の縦覧の場所)

第31条 条例第29条の2第6項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 対象事業の実施予定地又は実施場所

(3) 事後調査結果報告書又は事後調査結果中間報告書の提出年月日

(4) 事後調査結果報告書又は事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

2 第8条第2項の規定は、条例第29条の2第6項の規定による縦覧について準用する。

第7章 対象事業の内容の変更等

(事業内容の変更の届出)

第32条 条例第31条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 対象事業の実施予定地又は実施場所

(3) 変更予定年月日

(4) 変更の内容(当該変更に係る環境への影響の程度を含む。)

(5) 変更の理由

2 事業者は、方法書を提出した後準備書を提出するまでの間に方法意見書に基づき、又は準備書を提出した後評価書を提出するまでの間に審査書に基づき対象事業の目的及び内容を変更しようとするときは、前項の届出を行わないことができる。

(条例第31条第1項の規則で定める軽微な変更等)

第33条 条例第31条第1項の規則で定める軽微な変更及びその他の規則で定める変更は、別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更とする。

(通知期間)

第33条の2 条例第31条第3項の規則で定める期間は、30日とする。

(変更の届出等について告示する事項及び変更の届出等の縦覧の場所)

第33条の3 条例第31条第5項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 対象事業の実施予定地又は実施場所

(3) 条例第31条第1項の規定による届出に係る変更の内容

(4) 条例第31条第3項の規定による通知の内容

2 条例第31条第5項の規定により同条第1項の規定による届出及び同条第3項の規定による通知の写しを縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 市役所

(2) 対象事業の実施予定地及びその周辺地域又は関係地域を所管区域とする区役所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(対象事業の廃止等の届出等)

第34条 条例第32条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
 - (2) 対象事業の実施想定区域、実施予定地又は実施場所
 - (3) 条例第32条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
 - (4) 条例第32条第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 2 条例第32条第2項の規定による告示は、前項各号に掲げる事項について行うものとする。

第8章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画に定められる対象事業に関する手続の特例)

第35条 対象事業が、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第3章(第8条の2を除く。)、第4章、第6章(第32条第1項第3号及び第3項を除く。)及び第44条の規定により行うべき計画段階配慮、環境影響評価その他の手続は、次項及び次条から第39条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者(都市計画法第15条第1項の県又は市町村(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村)をいう。以下同じ。)が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更の手続と併せて行うことができるものとする。

- 2 前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第3章(第8条の2を除く。)、第4章、第6章(第32条第1項第3号及び第3項を除く。)及び第44条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)
第7条第2項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第7条第2項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第7条第2項第2号から第4号まで	対象事業	都市計画対象事業
第7条の3	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第7条の4及び第7条の5	事業者	都市計画決定権者

第8条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業に係る計画	対象事業等に係る都市計画
第9条第1項各号列記 以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第9条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人 にあつてはその名称、代表者 の氏名及び主たる事務所の所 在地)	都市計画決定権者の名称
第9条第1項第2号及び 第3号	対象事業	都市計画対象事業
第9条第1項第6号	事業者	都市計画決定権者
第9条第1項第7号	対象事業	都市計画対象事業
第9条第1項第8号	対象事業に係る計画	対象事業等に係る都市計画
第9条第4項	事業者は、対象事業の内容が おおむね特定されるととも に、	都市計画決定権者は、
	当該対象事業に係る計画	対象事業等に係る都市計画
第11条及び第11条の2	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第12条及び第13条	事業者	都市計画決定権者
第14条から第16条ま で	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第17条及び第18条	事業者	都市計画決定権者
第20条第1項各号列記 以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第20条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人 にあつてはその名称、代表者 の氏名及び主たる事務所の所 在地)	都市計画決定権者の名称
第20条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第20条第1項第4号	事業者	都市計画決定権者
第21条から第23条ま で	事業者	都市計画決定権者
第31条第1項	事業者	都市計画決定権者
	第29条の2第6項の規定による 供用開始後の事後調査結果報 告書の告示	第24条の規定による告示
	対象事業の目的及び内容	都市計画対象事業の目的及び内容
第31条第3項	対象事業	都市計画対象事業

	第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続	第4章の規定による環境影響評価その他の手続
	事業者	都市計画決定権者
第31条第6項	事業者	都市計画決定権者
	環境影響評価、事後調査その他の手続	環境影響評価その他の手続
第31条第7項	環境影響評価、事後調査その他の手続を行うこととなった事業者	都市計画決定権者が事業者に代わって環境影響評価その他の手続を行うこととなった当該事業者
	第4章及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続	第4章の規定による環境影響評価その他の手続
第32条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	第29条の2第6項の規定による供用開始後の事後調査結果報告書の告示	第24条の規定による告示
第32条第1項第1号	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第44条第1項各号列記以外の部分	事業者	事業者及び当該事業者に代わって計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行った都市計画決定権者
第44条第1項第1号及び第2号	対象事業	都市計画決定権者が事業者に代わって計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行った対象事業
第44条第2項	対象事業	都市計画決定権者が事業者に代わって計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行った対象事業
	事業者	事業者又は都市計画決定権者
第44条第3項及び第4項	事業者	事業者又は都市計画決定権者

(都市計画決定権者が手続を行う場合の規則の読替え)

第36条 前条第1項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第2条の2から第26条まで、第32条から第34条まで(第34条第1項第4号を除く。)及び第44条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条の2第1項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
-------------	--	-------------

第2条の2第1項第2号及び第3号並びに第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第2条の3第1項	条例第7条の3	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の3
	事業者	都市計画決定権者
第2条の3第3項	事業者	都市計画決定権者
第2条の3第4項	条例第7条の3	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の3
第2条の5	条例第7条の5第1項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の5第1項
第3条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第3条第1項第2号及び第3号並びに第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第4条第1項	条例第11条	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条
	事業者	都市計画決定権者
第4条第2項	事業者	都市計画決定権者
第4条第3項	条例第11条	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条
第4条の2	条例第11条の2第1項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条の2第1項
第4条の3第1項各号列記以外の部分	条例第11条の2第2項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条の2第2項
第4条の3第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第4条の3第2項	条例第11条の2第2項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条の2第2項
	条例第11条	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条
第4条の4各号列記以外の部分	条例第11条の2第5項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第11条の2第5項
第4条の4第2号	事業者	都市計画決定権者
第6条	条例第13条第1項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第13条第1項
第8条	条例第16条第1項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項

第9条	条例第17条	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条
第10条	条例第18条第1項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第1項
第11条第1項	条例第18条第2項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第2項
第11条第2項	条例第18条第2項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第2項
	条例第17条	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条
第12条各号列記以外の部分	条例第18条第5項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第18条第5項
第12条第2号	事業者	都市計画決定権者
第17条第1項第3号	対象事業	都市計画対象事業
第20条	事業者	都市計画決定権者
	条例第21条第5項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第5項
第22条各号列記以外の部分	条例第21条第7項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第7項
第22条第1号	対象事業	都市計画対象事業
第22条第4号	条例第21条第5項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第21条第5項
	事業者	都市計画決定権者
第24条	条例第22条第1項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第22条第1項
第32条第1項各号列記以外の部分	条例第31条第1項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第31条第1項
第32条第1項第2号	対象事業の実施予定地又は実施場所	都市計画対象事業の実施予定地
第32条第2項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第33条	条例第31条第1項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第31条第1項
	対象事業	都市計画対象事業
第33条の2	条例第31条第3項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第31条第3項
第33条の3第1項第2号	対象事業の実施予定地又は実施場所	都市計画対象事業の実施予定地
第33条の3第1項第3号	条例第31条第1項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第31条第1項

第33条の3第1項第4号	条例第31条第3項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第31条第3項
第33条の3第2項各号列記以外の部分	同条第1項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第31条第1項
	同条第3項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第31条第3項
第33条の3第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第34条第1項各号列記以外の部分	条例第32条第1項	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第32条第1項
第34条第1項第2号	対象事業の実施想定区域、実施予定地又は実施場所	都市計画対象事業の実施想定区域又は実施予定地
第34条第1項第3号	条例第32条第1項各号	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第32条第1項第1号及び第2号
第44条	条例第44条第1項第1号及び第2号	第35条第2項の規定により読み替えて適用される条例第44条第1項第1号及び第2号

(都市計画決定権者が手続を行う場合の届出)

第37条 第35条第1項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行うこととしたときは、都市計画決定権者は、条例第7条第2項に規定する配慮書を提出する前に、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 都市計画決定権者の名称
- (2) 都市計画対象事業の名称
- (3) 都市計画対象事業の区域及び規模
- (4) 第35条第1項の規定により都市計画決定権者が事業者に代わって手続を行うこととなった旨及び当該手続の概要
- (5) 都市計画対象事業に係る事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(事業者の協力等)

第38条 都市計画決定権者は、事業者に対し、前3条に規定する計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 第35条第1項の規定により計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行った都市計画決定権者は、当該手続が終了したときは、これを事業者を引き継ぐとともに、その旨を市長に報告しなければならない。

3 都市計画決定権者は、前項の規定により引継ぎを受けた事業者から事後調査その他の手続を行うための要請があった場合には、必要な協力をしなければならない。

(都市計画に係る手続との調整)

第39条 第35条から前条までに定めるもののほか、市長は、条例に定める対象事業に関する計画段階

配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続と、当該対象事業に関する都市計画の決定又は変更の手続とが円滑に行われるよう、当該事業者及び都市計画決定権者と必要な事項について協議し、調整するものとする。

(法対象事業に準用する手続の技術的読替え)

第40条 条例第34条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第27条第1項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	対象事業	法対象事業
	着手するときは、あらかじめ、 工事着手予定年月日	着手後、速やかに、工事着手年月日
第27条第2項及び第3項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	対象事業	法対象事業
第28条第1項各号列記 以外の部分	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	前条	第34条において準用する第27条
	対象事業	法対象事業
	環境影響	法第2条第1項に規定する環境影響
	技術指針	法対象事業に係る技術指針
第28条第1項第1号	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第28条第1項第2号	対象事業	法対象事業
第28条第1項第3号	対象事業に係る事後調査	第34条において準用する第29条第1項に 規定する法対象事業に係る事後調査
第28条第1項第4号	事後調査	第34条において準用する第29条第1項に 規定する法対象事業に係る事後調査
第28条第2項	前項の事後調査計画書	第34条において準用する第28条第1項の 事後調査計画書
第28条第3項	事後調査計画書	第34条において準用する第28条第1項に 規定する事後調査計画書
第29条第1項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	事後調査計画書	第34条において準用する第28条第1項に 規定する事後調査計画書
	対象事業に係る工事中及び供 用開始後の	工事中及び供用開始後の
	事後調査を	法対象事業に係る事後調査を
第29条第2項	前項	第34条において準用する第29条第1項
	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	事後調査	第34条において準用する第29条第1項に 規定する法対象事業に係る事後調査
第29条第3項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者

	事後調査	第34条において準用する第29条第1項に規定する法対象事業に係る事後調査
第29条の2第1項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	第29条第1項の規定による事後調査	第34条において準用する第29条第1項の規定による法対象事業に係る事後調査
	技術指針	法対象事業に係る技術指針
第29条の2第2項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	対象事業	法対象事業
	技術指針	法対象事業に係る技術指針
	工事中の事後調査	工事中の第34条において準用する第29条第1項に規定する法対象事業に係る事後調査
第29条の2第3項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	技術指針	法対象事業に係る技術指針
	対象事業	法対象事業
	供用開始後の事後調査	供用開始後の第34条において準用する第29条第1項に規定する法対象事業に係る事後調査
第29条の2第4項各号列記以外の部分	事後調査結果報告書及び事後調査結果中間報告書	第34条において準用する第29条の2第1項に規定する事後調査結果報告書並びに第34条において準用する第29条の2第2項及び第3項に規定する事後調査結果中間報告書
第29条の2第4項第1号	第28条第1項第1号から第4号まで	第34条において準用する第28条第1項第1号から第4号まで
第29条の2第4項第2号	事後調査	第34条において準用する第29条第1項に規定する法対象事業に係る事後調査
第29条の2第4項第3号	前条第3項	第34条において準用する第29条第3項
第29条の2第5項	事後調査結果報告書及び事後調査結果中間報告書	第34条において準用する第29条の2第1項に規定する事後調査結果報告書並びに第34条において準用する第29条の2第2項及び第3項に規定する事後調査結果中間報告書
第29条の2第6項	事後調査結果報告書	第34条において準用する第29条の2第1項に規定する事後調査結果報告書
	事後調査結果中間報告書	第34条において準用する第29条の2第2項若しくは第3項に規定する事後調査結果中間報告書
第30条第1項	事後調査	第34条において準用する第29条第1項に規定する法対象事業に係る事後調査

	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第30条第2項	事後調査結果報告書	第34条において準用する第29条の2第1項に規定する事後調査結果報告書
	事後調査結果中間報告書	第34条において準用する第29条の2第2項若しくは第3項に規定する事後調査結果中間報告書
第30条第3項	前項	第34条において準用する第30条第2項
	対象事業	法対象事業
	環境影響	法第2条第1項に規定する環境影響
	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第30条第4項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	前項	第34条において準用する第30条第3項
第46条	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	報告又は資料	第34条において準用する第28条第1項に規定する法対象事業に係る事後調査の実施の状況について報告又は資料
第47条第1項	対象事業	法対象事業
	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第47条第2項	前項	第34条において準用する第47条第1項
第47条第3項	第1項	第34条において準用する第47条第1項
第48条第1項	計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続	第34条において準用する第27条から第29条の2までの手続
	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第48条第2項各号列記以外の部分	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第48条第2項第1号	計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続	第34条において準用する第27条から第29条の2までの手続
第48条第2項第3号	第30条第3項	第34条において準用する第30条第3項
第48条第3項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
	前項	第34条において準用する第48条第2項
第48条第4項	前項	第34条において準用する第48条第3項
	事業者	法第2条第5項に規定する事業者

(法対象事業に係る市長意見形成を行う場合の技術的読替え)

第41条 条例第35条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条第3項	方法意見書の作成	法第10条第2項又は第4項の規定により、法第5条第1項に規定する方法書についての意見(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)を述べる

第13条第4項	方法意見書	法第10条第2項又は第4項の意見(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)を記載した書類
第20条第3項	見解書の提出	法第19条の書類(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。)の送付
	当該見解書	当該書類
第21条第1項	見解書の提出	法第19条の書類(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。)の送付
	当該見解書	当該書類
	前条第3項	第35条において準用する第20条第3項
	第19条第1項の意見の提出がないとき	法第19条の規定により送付を受けた書類に法第18条第1項の意見書の提出がない旨記載されているとき
	第4項	第35条において準用する第21条第4項
第21条第2項	前項	第35条において準用する第21条第1項
	当該公聴会の開催を予定する日の45日前までに	速やかに、
第21条第4項	第2項の告示の日から起算して30日以内に	第35条において準用する第21条第2項の告示において示された期間内に
	見解書	法第19条の書類(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。)
第21条第5項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者(法第38条の6第1項又は法第40条第1項の規定により都市計画決定権者が環環境響評価その他の手続を行う場合にあつては都市計画決定権者とし、法第48条第1項の規定により港湾管理者が港湾環境影響評価その他の手続を行う場合にあつては港湾管理者とする。)

第21条第7項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者(法第38条の6第1項又は法第40条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合にあっては都市計画決定権者とし、法第48条第1項の規定により港湾管理者が港湾環境影響評価その他の手続を行う場合にあっては港湾管理者とする。)及び愛知県知事
第21条第8項	前各項	第35条において準用する第21条第1項から第7項まで
第22条第2項	審査書の作成	法第20条第2項又は第4項の規定により、法第14条第1項に規定する準備書についての意見(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。)を述べる
第22条第3項	審査書	法第20条第2項又は第4項の意見(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合及び法第48条第2項において準用する場合を含む。)を記載した書類

(法対象事業の内容の修正に対する措置)

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、法の定めるところに従って作成された書類があるときは、当該書類を法の規定に相当する条例の規定による手続を経た書類とみなす。

- (1) 法第2条第2項に規定する第1種事業を実施しようとする者又は法第3条の10第1項の規定による通知をした第2種事業を実施しようとする者(法第38条の6第1項又は第2項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合にあっては都市計画決定権者とする。)が事業内容の修正(当該修正後の事業が対象事業に該当するものに限る。)により法第3条の9第1項第2号の規定による公表を行った場合(法第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
- (2) 法第2条第5項に規定する事業者(法第38条の6第1項又は法第40条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合にあっては都市計画決定権者とする。)が事業内容の修正(当該修正後の事業が対象事業に該当するものに限る。)により法第29条第3項又は法第30条第1項第2号の規定による公告を行った場合(法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

第9章 雑則

(手続を併合して行う場合の通知)

第43条 条例第42条第2項の規定による通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 各対象事業の事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

- (2) 手続を併せて行うこととした各対象事業の名称及び種類
- (3) 前号の各対象事業の実施想定区域又は実施予定地
- (4) 手続を行う事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(条例第44条第1項第1号及び第2号の規則で定める期間)

第44条 条例第44条第1項第1号及び第2号の規則で定める期間は、それぞれ5年とする。

(身分証明書)

第45条 条例第47条第2項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(公表)

第46条 条例第48条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 第3条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- (2) 対象事業の実施想定区域、実施予定地又は実施場所
- (3) 事業者が正当な理由がなく条例第48条第2項の規定による勧告に従わなかった旨及び該当した号
- (4) その他市長が必要と認める事項

(意見陳述の機会の付与)

第47条 条例第48条第4項の規定による意見の陳述は、名古屋市行政手続条例(平成7年名古屋市条例第17号)第3章第3節の規定の例により行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成11年6月12日から施行する。ただし、第1条から第7条まで、附則第4条及び別表第1の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置に係る書類の指定)

第2条 条例附則第2条の規定により、次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

- (1) 環境影響評価の項目を記載した書類であって市長に提出されたもの 条例第9条の手続を経た方法書
- (2) 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの市長の意見を記載した書類 条例第13条第1項の書類
- (3) 環境影響評価の結果についてとりまとめたものと認められる書類であって市長に提出されたもの 条例第15条の手続を経た準備書
- (4) 前号に掲げる書類であって環境の保全の見地から一般の意見を聴くため条例第16条の告示及び縦覧並びに条例第18条第1項又は第3項の規定による周知のための措置に相当する手続を経たものであると認められるもの 条例第16条から第18条までの手続を経た準備書
- (5) 第3号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見を記載した書類であって市長に提出されたもの 条例第19条及び第20条の手続を経た書類
- (6) 前号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの意見を聴く公聴会において述べられた意見を記録したもの 条例第21条第7項の書類
- (7) 第3号に掲げる書類に対する環境の保全の見地からの市長の意見を記載した書類 条例第22条第1項の書類
- (8) 前号の意見が述べられた後に第3号に掲げる書類の記載事項の検討を行った結果を記載した書類

であって条例第24条の告示及び縦覧に相当する手続を経たものであると認められる書類 同条の手続を経た評価書

(9) 事後調査の計画について記載した書類であって市長に提出されたもの 条例第28条の手続を経た事後調査計画書

(10) 前号に掲げる書類に基づき行った調査の結果をとりまとめたものと認められる書類であって市長に提出されたもの 条例第29条の手続を経た事後調査結果報告書

2 前項各号に掲げる書類は、市長が定める。

(条例附則第3条第1項の規則で定める軽微な変更等)

第3条 第33条の規定は、条例附則第3条第1項の規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更について準用する。

(条例附則第4条第1項の規定により手続を行う場合の届出)

第4条 条例附則第4条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。

(1) 条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 条例附則第4条第1項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業の名称及び種類

(3) 条例附則第4条第1項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業の実施予定地

(4) 条例附則第4条第1項の規定に基づき、条例第9条から第14条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨及びその理由

2 条例附則第4条第3項の規定による告示は、前項各号に掲げる事項について行うものとする。

附 則(平成12年規則第84号)

この規則は、規則12年4月1日から施行する。ただし、第35条第1項の改正規定(「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める部分に限る。)は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成25年規則第4号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行する。

(事後調査の経過措置に係る書類の指定)

第2条 名古屋市環境影響評価条例の一部を改正する条例(平成24年名古屋市条例第61号。以下「改正条例」という。)附則第5条の規定により、次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める書類とみなす。

(1) 事後調査計画書に基づき工事中の環境影響について一定期間調査した結果等を取りまとめたものと認められる書類であって市長に提出されたもの 改正条例による改正後の名古屋市環境影響評価条例(平成10年名古屋市条例第40号。以下「新条例」という。)第29条の2第2項の事後調査結果中間報告書

(2) 土地又は工作物の供用開始後の環境影響について定常状態に至るまでの適切な時期に調査した結果等を取りまとめたものと認められる書類であって市長に提出されたもの 新条例第29条の2第3項の事後調査結果中間報告書

2 前項各号に掲げる書類は、市長が定める。

(改正条例附則第7条の規則で定める期間)

第3条 改正条例附則第7条の規則で定める期間は、5年とする。

(改正条例附則第10条第1項の規則で定める軽微な変更等)

第4条 この規則による改正後の名古屋市環境影響評価条例施行細則第33条の規定は、改正条例附則第10条第1項の規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更について準用する。

(改正条例附則第11条第1項の規定により手続を行う場合の届出)

第5条 改正条例附則第11条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。

- (1) 改正条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 改正条例附則第11条第1項の規定により行われる計画段階配慮の手続に係る事業の名称及び種類
- (3) 改正条例附則第11条第1項の規定により行われる計画段階配慮の手続に係る事業の実施想定区域
- (4) 改正条例附則第11条第1項の規定に基づき、新条例第7条から第8条までの規定の例による計画段階配慮の手続を行うこととした旨及びその理由

2 改正条例附則第11条第3項の規定による告示は、前項各号に掲げる事項について行うものとする。

附 則(平成29年規則第26号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規則の施行の際現に工事に着手している対象事業については、なお従前の例による。

附 則(令和元年規則第11号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

事業の種類	要件	
	内容	規模
1 条例別表第1号に掲げる事業の種類	(1) 高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第4条第1項に規定する高速自動車国道(以下「高速自動車国道」という。)の新設の事業	すべてのもの
	(2) 高速自動車国道の改築の事業	車線(道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条第7号の登坂車線、同条第8号の屈折車線及び同条第9号の変速車線を除く。以下同じ。)の数の増加を伴うもの
	(3) 道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第12条第1項に規定する指定都市高速道路(以下「指定都市高速道路」という。)の新設の事業	すべてのもの
	(4) 指定都市高速道路の改築の事業	車線の数の増加を伴うもの
	(5) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第1号に規定する道路(高速自動車国道及び指定都市高速道路を除く。以下「その他の道路」という。)の新設の事業	車線の数が4以上であり、かつ、長さが1キロメートル以上であるもの
	(6) その他の道路の改築の事業	道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設けるもの(車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。)の長さの合計が1キロメートル以上であるものに限る。)
2 条例別表第2号に掲げる事業の種類	(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)による軌道(以下「鉄道等」という。)の建設の事業	すべてのもの
	(2) 鉄道等に係る施設の改良の事業	本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は道路との連続立体交差化事業であるもの
3 条例別表第3号に掲げる事業の種類	(1) 発電所の設置の工事業	出力が50,000キロワット以上であるもの
	(2) 発電所の変更の工事業	出力が50,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの

4 条例別表第4号に掲げる事業の種類	(1) 製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場(以下「工場等」という。)の設置の事業	排出ガス量(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第2項に規定するばい煙発生施設において発生し、大気中に排出される気体の1時間当たりの量を温度が0度で圧力が1気圧の状態に換算したものの最大値の合計をいう。以下同じ。)が40,000立方メートル以上又は水質汚濁防止法施行規則(昭和46年総理府・通商産業省令第2号)第1条の5第1項に規定する特定排水(以下「特定排水」という。)が1日当たり7,500立方メートル以上であるもの
	(2) 工場等の施設の変更の事業	排出ガス量が40,000立方メートル以上又は特定排水が1日当たり7,500立方メートル以上増加するもの
5 条例別表第5号に掲げる事業の種類	(1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「下水道終末処理場」という。)の新設の事業	すべてのもの
	(2) 下水道終末処理場の増築又は改築の事業	敷地面積が3ヘクタール以上増加するもの
6 条例別表第6号に掲げる事業の種類	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業	埋立処分の用に供される場所(以下「埋立処分場所」という。)の面積が3ヘクタール以上であり、かつ、埋立容積が150,000立方メートル以上であるもの
	(2) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業	埋立処分場所の面積が3ヘクタール以上、かつ、埋立容積が150,000立方メートル以上増加するもの
	(3) 廃棄物処理法第8条第1項に規定するごみ処理施設(焼却施設及びばいじん又は焼却灰の処理施設に限る。以下「ごみ焼却等施設」という。)の設置の事業	1日当たりの処理能力の合計が150トン以上である施設を設けるもの
	(4) ごみ焼却等施設の規模の変更の事業	1日当たりの処理能力の合計が150トン以上増加するもの

	(5) 廃棄物処理法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(焼却施設に限る。以下「産業廃棄物焼却施設」という。)の設置の事業	1日当たりの処理能力の合計が150トン以上である施設を設けるもの
	(6) 産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業	1日当たりの処理能力の合計が150トン以上増加するもの
7 条例別表第7号に掲げる事業の種類	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立ての事業	埋立てに係る区域(以下「埋立区域」という。)の面積が10ヘクタール以上であるもの
8 条例別表第8号に掲げる事業の種類	一団地の住宅施設の新設の事業	住宅戸数が1,000戸以上であるもの
9 条例別表第9号に掲げる事業の種類	(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物の新築の事業	建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号に規定する建築物の高さ(以下「建築物の高さ」という。)が100メートル以上であるもの(以下「高層建築物」という。)であり、かつ、同項第4号に規定する延べ面積(以下「延べ面積」という。)が50,000平方メートル以上であるもの。ただし、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域(以下「特定都市再生緊急整備地域」という。)の区域内にあっては、建築物の高さが180メートル以上であるものであり、かつ、延べ面積が150,000平方メートル以上であるもの
	(2) 高層建築物の増築又は改築の事業	増築又は改築に係る延べ面積が50,000平方メートル以上であるもの。ただし、特定都市再生緊急整備地域の区域内にあっては、建築物の高さが180メートル以上であるものの増築又は改築に係る延べ面積が150,000平方メートル以上であるもの
10 条例別表第10号に掲げる事業の種類	都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第11項に規定する第2種特定工作物の設置の事業	事業の用に供する土地の面積が10ヘクタール以上であるもの
11 条例別表第11号に掲げる事業の種類	工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号に規定する工業団地の造成の事業	造成に係る土地の面積が3ヘクタール以上であるもの

12 条例別表第12号に掲げる事業の種類	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業	施行区域の面積が10ヘクタール以上であるもの
13 条例別表第13号に掲げる事業の種類	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)第10条に規定する特定土地区画整理事業である事業	施行区域の面積が50ヘクタール以上であるもの
14 条例別表第14号に掲げる事業の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に係る事業	開発区域の面積が10ヘクタール以上であるもの

別表第2(第33条関係)

対象事業の区分	事業の諸元
1 別表第1の1の項に該当する対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 道路の長さ (2) 対象事業実施予定地又は実施場所の位置 (3) 車線の数 (4) 設計速度 (5) 盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別(評価書の告示後のものに限る。) (6) インターチェンジ等区域の位置(評価書の告示後のものに限る。)
2 別表第1の2の項に該当する対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 鉄道又は軌道の長さ (2) 本線路施設区域の位置 (3) 本線路の数 (4) 鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度 (5) 運行される列車の本数(評価書の告示後のものに限る。) (6) 盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別(評価書の告示後のものに限る。) (7) 車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置(評価書の告示後のものに限る。)

<p>3 別表第1の3の項に該当する対象事業</p>	<p>(1) 発電所又は発電設備の出力 (2) 対象事業実施予定地又は実施場所の位置 (3) 原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別 (4) 燃料の種類 (5) 冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別 (6) 年間燃料使用量(評価書の告示後のものに限る。) (7) ばい煙の時間排出量(評価書の告示後のものに限る。) (8) 煙突の高さ又は位置(評価書の告示後のものに限る。) (9) 温排水の排出先の水面又は水中の別(評価書の告示後のものに限る。) (10) 放水口の位置(評価書の告示後のものに限る。)</p>
<p>4 別表第1の4の項に該当する対象事業</p>	<p>(1) 排出ガス量 (2) 特定排出水の量 (3) 対象事業実施予定地又は実施場所の位置 (4) 燃料の種類又は使用量(評価書の告示後のものに限る。) (5) 主要な施設の構造、規模又は位置(評価書の告示後のものに限る。)</p>
<p>5 別表第1の5の項に該当する対象事業</p>	<p>(1) 下水道終末処理場の位置又は面積 (2) 計画下水量(評価書の告示後のものに限る。) (3) 放水口の位置(評価書の告示後のものに限る。) (4) 汚泥処理施設の処理能力(評価書の告示後のものに限る。) (5) 煙突の高さ又は位置(評価書の告示後のものに限る。)</p>
<p>6 別表第1の6の項の(1)又は(2)に該当する対象事業</p>	<p>(1) 埋立処分場所の位置又は面積 (2) 埋立容積 (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別</p>

7 別表第1の6の項の(3)から(6)までに該当する対象事業	(1) 処理能力 (2) 対象事業実施予定地又は実施場所の位置 (3) 処理する一般廃棄物又は産業廃棄物の種類の別 (4) ばい煙の時間排出量(評価書の告示後のものに限る。) (5) 煙突の高さ又は位置(評価書の告示後のものに限る。)
8 別表第1の7の項に該当する対象事業	(1) 埋立区域の位置又は面積 (2) 対象事業実施予定地又は実施場所の位置(評価書の告示後のものに限る。)
9 別表第1の8の項に該当する対象事業	(1) 住宅団地の戸数 (2) 対象事業実施予定地又は実施場所の位置
10 別表第1の9の項に該当する対象事業	(1) 建築物の高さ又は延べ面積 (2) 建築物の位置又は形状(評価書の告示後のものに限る。) (3) 建築物の主要用途(評価書の告示後のものに限る。)
11 別表第1の10の項に該当する対象事業	(1) 事業の用に供する土地の位置又は面積 (2) 都市計画法第4条第11項に規定する第2種特定工作物の別
12 別表第1の11の項に該当する対象事業	(1) 造成に係る土地の位置又は面積 (2) 土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積(評価書の告示後のものに限る。)
13 別表第1の12の項から14の項に該当する対象事業	(1) 施行区域又は開発区域の位置若しくは面積 (2) 土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積(評価書の告示後のものに限る。)

表

第	号
名古屋市環境影響評価条例第47条第2項の規定による身分証明書	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	
年 月 日発行	
名 古 屋 市 長	印

裏

名古屋市環境影響評価条例抜すい
(立入検査)
第47条 市長は、対象事業に係る工事が着手された後に、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、事業者の事務所又は当該対象事業が実施されている区域に立ち入り、当該対象事業の実施状況を検査させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示するものとする。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A7とする。